一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五一デシベル以下の値

2　陸上移動中継局の送信装置

(1)　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

ア　送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注　一、〇〇〇MHz未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇MHz未満の周波数の任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三デシベル以下の値であること。

イ　送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値

(2)　基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

ア　送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八五〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値